

# 証券総合サービス約款集の一部改定のご案内

2026年1月  
七十七証券株式会社

## 第13章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<b>第3条の3 (特定累積投資勘定の設定)</b> (1) (現行どおり) (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合または電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出または当該廃止通知書等記載事項の提供(以下、「廃止通知の提出または提供」といいます。)があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出または提供があった場合には、同日)において設けられます。	<b>第3条の3 (特定累積投資勘定の設定)</b> (1) (省略) (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合または電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。
<b>第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</b> (1)～(2) (現行どおり) (3) 累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売および解約に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただけません。累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付および売却に係る手数料の受益権の対価に対する割合の上限は1.25%以下、最低取引単位(1口または共有持分の割合である場合は1単位)は <u>10,000円</u> 以下とし、取引口座の管理、維持に係る口座管理料はいただけません。	<b>第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</b> (1)～(2) (省略) (3) 累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売および解約に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただけません。累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付および売却に係る手数料の受益権の対価に対する割合の上限は1.25%以下、最低取引単位(1口または共有持分の割合である場合は1単位)は <u>1,000円</u> 以下とし、取引口座の管理、維持に係る口座管理料はいただけません。
<b>第7条 (譲渡の方法)</b> (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (2) (現行どおり) (3) 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	<b>第7条 (譲渡の方法)</b> (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (2) (省略) (3) 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
<b>第9条の5 (非課税口座の開設について)</b> (1) (現行どおり) (2) 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出または提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出または提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があつた日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。	<b>第9条の5 (非課税口座の開設について)</b> (1) (省略) (2) 2028年10月1日以後、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合もしくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合または廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があつた日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。
<b>第9条の6 (非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い)</b> お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなつた場合または当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなつた場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で	<b>第9条の6 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</b> お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなつた場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

新	旧
行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。	
<b>第13条 (異動、出国、死亡時の取扱い)</b>	<b>第13条 (異動、出国、死亡時の取扱い)</b>
① (現行どおり)	① (省略)
② 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第37条の14第 <u>23</u> 項第2号の規定により、出国届出書を提出していただきます。	② 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第37条の14第 <u>22</u> 項第2号の規定により、出国届出書を提出していただきます。
③ (現行どおり)	③ (省略)
<b>第14条 (契約の解除)</b>	<b>第14条 (契約の解除)</b>
(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。	(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。
① (現行どおり)	① (省略)
② 租税特別措置法第37条の14第 <u>23</u> 項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第 <u>25</u> 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 … 租税特別措置法第37条の14第 <u>27</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)	② 租税特別措置法第37条の14第 <u>22</u> 項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第 <u>24</u> 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 … 租税特別措置法第37条の14第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)
③ (現行どおり)	③ (省略)
④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当したこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除きます。) … 租税特別措置法第37条の14第 <u>27</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)	④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当したこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除きます。) … 租税特別措置法第37条の14第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
⑤ (現行どおり)	⑤ (省略)
(2) (現行どおり)	(2) (省略)

## 第14章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<b>第9条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</b>	<b>第9条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</b>
(1) 第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。	第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。
(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。	
① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日	(新設)
② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日	
③ 2026年1月1日	
<b>第18条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</b>	<b>第18条 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</b>
(1) 第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	
① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日	(新設)
② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日	
③ 2026年1月1日	
<b>第27条 (非課税口座のみなし開設)</b>	<b>第27条 (非課税口座のみなし開設)</b>
(1) 2024年以後の各年(その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。	(1) 2024年以後の各年(その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
(2) 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。	(2) 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。
<b>第28条 (本契約の解除)</b>	<b>第28条 (本契約の解除)</b>
次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。	次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。
① (現行どおり)	① (省略)
② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日	② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
③ 第18条(2)に掲げる日において未成年者口座を開設している場合	(新設)

新	旧
<p>租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>⑤ お客様さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑥ お客様さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様さまが18歳である年の前年12月31日までに同条(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様さまが18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑦ お客様さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があつた場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様さまが死亡した日</p>	<p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があつた場合 出国日</p> <p>④ お客様さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客様さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様さまが18歳である年の前年12月31日までに同条(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様さまが18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ お客様さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があつた場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様さまが死亡した日</p>